

○総務省令第二十七号

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十一年政令第七十六号）の施行に伴い、並びに国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十九条の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

総務大臣 鳩山 邦夫

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令

（退職手当支給制限処分書の様式）

第一条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による処分に係る同条第二項の書面の様式及び法第十四条第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第五項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、

別記様式第一のとおりとする。

2 法第十四条第一項（同項第三号に該当する場合に限る。）又は第二項の規定による処分に係る同条第五項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一 退職手当管理機関に上級行政庁があるとき（退職手当管理機関が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。）又は法第十四条第四項において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十七条第二項ただし書の規定の適用を受けるとき（以下「行政不服審査法による不服申立てをすることができる」という。） 別記様式第二

二 前号に該当しないとき 別記様式第三

（退職手当支払差止処分書の様式）

第二条 法第十三条第一項の規定による処分に係る同条第十項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2 法第十三条第二項（同項第一号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第十項において

準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第五のとおりとする。

3 法第十三条第二項（同項第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第十項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第六のとおりとする。

4 法第十三条第三項の規定による処分に係る同条第十項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第七のとおりとする。

（退職手当返納命令書の様式）

第三条 法第十五条第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第六項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一 行政不服審査法による不服申立てをすることができるとき 別記様式第八

二 前号に該当しないとき 別記様式第九

2 法第十五条第一項（同項第三号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第六項又は法第十六条第一項の規定による処分に係る同条第二項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、次

の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一 行政不服審査法による不服申立てをすることができるとき 別記様式第十

二 前号に該当しないとき 別記様式第十一

(法第十七条第一項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)

第四条 法第十七条第一項の規定に係る書面の様式は、別記様式第十二のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第五条 法第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による処分に係る同条第七項において準用する法第十

二条第二項の書面の様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一 行政不服審査法による不服申立てをすることができるとき 別記様式第十三

二 前号に該当しないとき 別記様式第十四

2 法第十七条第四項又は第五項の規定による処分に係る同条第七項において準用する法第十二条第二項の

書面の様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 行政不服審査法による不服申立てをすることができるとき 別記様式第十五
- 二 前号に該当しないとき 別記様式第十六

#### 附 則

1 この省令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

2 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 退職手当の返納に関する省令（平成元年総理府令第六号）
- 二 退職手当の支給の一時差止処分に関する省令（平成九年総理府令第四十四号）